

2018年8月2日
株式会社 東京証券取引所
上 場 部

監理銘柄（確認中）指定について

下記のとおり、監理銘柄（確認中）に指定することになりましたので、お知らせします。

記

1. 銘柄 株式会社省電舎ホールディングス 株式
(コード：1711、市場区分：市場第二部)
2. 監理銘柄 (確認中) 2018年8月2日(木) から当取引所が上場廃止基準に該当するか
指定期間 どうかを認定した日まで
条 文 有価証券上場規程施行規則第605条第1項第13号a
(有価証券報告書について、法定提出期限までに提出できる見込みのない
旨の開示を、当該最終日までに行っているときに該当するため)
3. 理由 株式会社省電舎ホールディングス(以下「同社」という。)は、有価証券
報告書について、2018年7月2日までに提出できないことから、企業
内容等の開示に関する内閣府令第15条の2第1項に規定する提出期限延
長に関する承認申請書を提出し、2018年8月2日を提出期限とする延
長承認を受けておりました。
本日、同社は、延長承認を受けた法定提出期限までに有価証券報告書を
提出できる見込みのない旨の開示を行いました。
同社が有価証券報告書を延長承認を受けた法定提出期限の経過後、休業
日を除き8日目の日(2018年8月14日)までに提出しなかった場合、
当取引所は同社株式の上場廃止を決定します。
今回、当取引所は、同社株式について、監理銘柄(確認中)に指定し、
上場廃止となるおそれがあることを投資者に対して注意喚起します。

以 上